

## 訪問マッサージ 対象となる傷病名一覧

脳疾患障害後遺症	脳梗塞後遺症	脳出血後遺症	パーキンソン病（含む症候群）
多発性脳梗塞	バーチャ病	筋ジストロフィー	ニューロパチー
変形性腰痛症	変形性膝関節症	変形性脊椎症	慢性関節リウマチ
多発性関節リウマチ	腰椎椎間板ヘルニア	脳性麻痺	頸髄損傷
頸椎損傷	四肢体幹機能障害	脊柱管狭窄症	大腿骨頸部骨折後遺症
四肢筋委縮	大脳皮質萎縮	脊髄小脳変性症	サルコイドーシス
抹消神経障害	ギランバレー症候群	神経原生筋萎縮症	筋萎縮性側索硬化症（ALS）
全身廃用症候群	上下肢筋肉廃用性委縮	閉塞性動脈硬化症	などなど

対象となる適応症は、厚労省の通知において「一律にその診断名によることなく、筋麻痺、筋委縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例です」とされています。